

作業完了議題	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。
(30) リスクマネジメント方法論原案について	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPRのリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。
(31) 残留農薬部会によつて適用されるリスク分析原則案について	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあつてはならないとの発言があつた。 ・必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPRから提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。
(32) CCMASが完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures"について	<p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これについて検討し、承認された。 ・GSFAにおける食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織されたCCFAにおいて個別食品規格の添加物の基準とGSFAの基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないと意見もあつたが、最終的に本手順書案は承認された。 <p>(注)総会にて承認された。</p>
(33) 食品の国際貿易のための倫理規約の改定案	<p>WTOが発足する前に定められ、またリスク分析の考え方方がCACに取り入れられる以前のものであることから、SPS協定や最近策定された基準などとの整合性を図るために見直し作業を行っているものである。</p> <p>○第18回会議(2003年4月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討を進める前に現行のcodeの不明確な点について議論をすべき(米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき(チリ、ボリビアほか)等の意見があつた。 ・時間的制約からStep2に差し戻しとなり、今回の議論を踏まえて事務局が修正案を作成し、次回会合で議論することとなった。 <p>○第19回会議(2003年11月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step2に差し戻して改訂し、Step3で各国にコメントを求めることになった。 <p>○第20回会議(2004年5月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step3に差し戻すことが合意された。 <p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICSの活動との兼ね合いを確認することが必要とされ、CCFICSからの返答を踏まえて次回本部会で検討することになり、Step3/4に留め置かれることとなった。 <p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICSが検討中であることを考慮し、次回会議まで検討を延期することとなった。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであることなどの変更が加えられた。 ・第32回総会にStep5/8で最終採択することを諮ることとされた。 ・チリ、メキシコ、マレーシア、フィリピンなどがStep5に留めるべきとして保留した。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)【議題3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案に以下の修正を加えてStep8とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を測ることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。 ②Section 3.2 (f) : "shelf life" を "expiration date" に置き換えた。

作業完了議題	各国の対応
	<p>③Section 4.2：「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。</p> <p>④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。</p> <p>⑤Section 4.4については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。 ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと (注)33回総会(10年7月)にて承認された。
(34) コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会および栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されているが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間に様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきことから、この作業を今部会で開始したもの。 ・将来各部会におけるリスク分析の適正な適用を図るのが目的。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされた。 ・しかし、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘があった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成してほしいなどの意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めるとなった。 ・なお、インドより食品衛生部会のリスク分析の還俗に関する文書も原案が作成されており、近いうちに Step3 で各国の意見を求めるこことなっている旨報告があった。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した。 ・日本を含め複数の国から以下のような指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ①本検討作業の本来の目的は、リスク分析の適用そのものの一貫性を見るためであり、コーデックス事務局が準備した文書に示されているような、項目の順番や様式など形式的な違いをみるためのものではないこと ②リスク管理者とリスク評価者の間の相互関係の強化を図るべきものであること ③各部会が科学的観点を考慮し作成した文書の形式については、柔軟性を有すること ・議論の結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。 ・また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会が同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。
(35) コーデックス文書において、無定義又は	<p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 年の第 26 回会議において、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。

作業完了議題	各国の対応
異なる定義の基で用いられている用語“competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点	<p>①2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること ②一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと (第33回総会で、部会での議論の結果が報告され、特段の議論なく承認された。)</p>
(36) コーデックス会議の共同開催	<p>○第26回会議(2010年4月:H22) •「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」として会議に提示された討議文書の一部を修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。 •共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局webページの創設とその具体的な内容についても合意した。 (第33回総会で、部会が共同開催されるとの情報については前もって十分加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされ、承認された。)</p>
(37) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について	<p>○第22回会議(2005年4月:H17) •事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなつた。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19) •前回の会議において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局は大きく分けて以下の二つのパートからなるマニュアル案を作成した。 •一般的に適用される手順やその他のテキスト •作業や委員会の特別な範囲に適用されるテキスト •この事務局案に対して、もっと判りやすいインデックスをつけてほしいとか、二冊に分けてほしいとか、今のように一冊の方がよいといった様々な意見が出された。 •事務局が出されたコメントを踏まえたマニュアル案を作成することとなった。</p> <p>○第25回会議(2009年3月:H21) •これまで出された意見をもとに作成された手続きマニュアルの第18版の早刷り(英語版)が資料として配布され、各国が意見を事務局に提出することとされた。</p> <p>○第26回会議(2010年4月:H22) •手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。</p>

2. 作業中止となった議題

作業中止の議題	各国の対応
(1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について	<p>○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き規則の中の「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。 <p>○第 22 回会議(2005 年 4 月 : H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論した結果、現在の定義のままで変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求ることとなった。 <p>(注) 第 28 回総会にて承認され、改訂作業は中止された。</p>
(2) 食品安全に関するリスク分析用語の定義について	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月 : H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リスクベース(risk based)」と「リスクマネジメントの枠組み(risk management framework)」の用語の定義に関する資料については、ニュージーランドが再改訂し、次回会議で検討することとなった。 <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案について検討されたが、各国から様々な意見が出された。 ・日本国からは、「リスクベース」という文言は the Code of Hygienic Practice for Meat, the Code of Practice for Good Animal Feeding, the Guidelines for Food Import Control System のテキストの中で使用されていること、及び、委員会は既存の条項をリスクベースの基準に関する将来的な作業を考慮する必要があることを述べた。 ・当部会は会議の各國の発言を踏まえた改訂版をニュージーランド及び米国に作成するよう要請した。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リスクベース(risk based)」の規格と「リスク評価に基づいた」規格の概念に混乱があることから、この定義について議論することが提案された。 ・しかし、リスク分析に関する作業が進行中であることから、この議論は時期尚早であるため作業を中止することとなった。
(3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域調整委員会(CCLAC)からの委託事項の見直しに関する提案を発端として、各地域調整委員会の委託事項の見直しの必要性が検討された。 ・最終的に結論に至らず、次回引き続き検討することとなった。 ・インドから CCGP 対してコーデックス食品規格と関連テキストの作成手順に対する多くのコメントが提出されたことを踏まえ、第 27 回総会にてインドがディスカッションペーパーを作成することが了承された。 ・第 23 回 CCGP の会議においてインドの作成したディスカッションペーパーについて検討し、今後さらに検討することが確認された。 ・インドが作成したディスカッションペーパーの中の以下の三つの項目について各國から意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 作成手順におけるコンセンサスによる決定の参考 (ii) Critical Review 内において、発展途上国の現状を考慮するやり方に関する基準作成 (iii) 本来関わる部会以外の部会に作業をゆだねる決定の根拠を含んだ Critical Review の範囲 ・これらの意見を踏まえ、更なる助言を求めるため総会にペーパーを提出することが合意された。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCLAC より、委任事項に「戦略的事項について地域の見解の採択を促進する」を加えることが提案された。 ・しかし、他の地域部会より、現行の委任事項においても実施可能である旨の意見が出された。 ・地域部会で地域の見解を取りまとめることができることを確認した上で、委任事項は変更しないことで合意した。

3. 現在検討中の規格等

現在検討中の規格等	各国の対応
(1) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのStep 8における企画の検討に関するガイドライン」について	<p>○第23回会議(2006年4月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きマニュアルの「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのStep 8における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第29回総会での採択を求めることがなった。 <p>(注)第29回総会で改訂案は承認された。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組むか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することになった。
(2) コーデックスの作業における途上国の参加	<ul style="list-style-type: none"> 第31回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。 コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGPにおいても本件について検討することとされたもの。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 途上国の参加に当たっては、以下のように様々な意見が出されたことを第32回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することとされた。 キャパシティ・ビルディングが大事であること 人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること 途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること 途上国からの参加を増やすとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること
(3) OIEとCodexの合同規格	<p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> OIEより、動物生産に係る食品安全に関し、Codexとの協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするためにOIE/Codex合同規格を作成することを検討する提案がなされた。 日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具現的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された。 Codex事務局がOIE事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があった。 最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。 <p>○第27回会議(2012年4月:H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> OIEは、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順の差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法(mutual recognition)を探っていくことを提案した。 この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIEから提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。 複数の国から、PMには規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。 これらの結果として、カナダを座長としたEWGを立ち上げ、両機関の規格を相互に参考し合うための仕組みなどについて、次回会合で検討することが合意された。また、次回会合において、OIEの支援の下で本件に関するPWGを開催することも合意された。

現在検討中の規格等	各国の対応
(4) コーデックス規格の適用に関する言及	<p>コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるもののが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。 また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。
(5) 「一般原則部会の委託事項」中の 「受諾(acceptance)」に関する文言の取り扱い	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本より提案された、手続きマニュアル中「一般原則部会の委託事項」にも「受諾(acceptance)」が残存していることについては、「受諾(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意された。 マレーシアは、文章を残して「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることを提案するとともに、部会の合意については留保を示した。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 32 回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出されたことから、再度、今次会合にて付託事項全体を検討することとなった。 インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGP の付託事項にその点を残しておく必要ないと指摘した。 議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①より正確になるよう第一文に加筆する ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化する ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する 経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。
(6) コンセンサスの概念と コーデックスにおける その適用	<p>○第 27 回会議(2012 年 4 月 : H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本を含む複数の国は、PMにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、CCGP の付託事項から削除することが適当であり、個別の作業を付託事項に残すことで、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。 一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシアを含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。 これらの結果、付託事項を修正しない、すなわち、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述は括弧書きのまま残すこととし、次回会合で議題 4 (経済的影響に関する申し立てを検証するメカニズム) の議論と併せて、継続して議論していくことが合意された。 <p>○第 23 回 CCGP において、インドから「コンセンサス(合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部会・特別部会の議長からのそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取り扱いに関する情報に基づきコーデックス事務局が取りまとめ

現在検討中の規格等	各国の対応
	<p>た討議文書に基づき議論された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、以下のように意見が二分された。 <ul style="list-style-type: none"> ・「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」 ・「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」 ・そのため、以下の7点を第32回総会に報告することとされた。 <ol style="list-style-type: none"> (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようすること (2)議長同士の非公式会合やCCEXECを活用すること (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催すること (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること ・FAOの法務担当者から提案された特定多数決(qualified majority voting)に関する研究の有用性についても検討することとされた。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第25回部会において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題 (substantive issue)」に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようるべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。 ・このため、第32回総会において、本提案を各国に回付して意見を求め、今次会合で再度議論するよう決定されたものである。 ・今次会合では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。 <ol style="list-style-type: none"> i) 提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である ii) 対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である iii) コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国らも責務を有していることを考慮すべき ・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。 ・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。
(7) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布(全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成)及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国から、以下のような意見が出された。 <ol style="list-style-type: none"> ①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること ②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること

現在検討中の規格等	各国の対応
	<p>③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があつた。 ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。 <p>○第27回会議(2012年4月:H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会合では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。 ・一方、事務局はたとえ一つの言語であっても、なるべく早く文書を配布することが重要との認識を示した。 ・翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。 ・一方、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を5月まで開催していることから、7月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。 ・事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示すること、また、国際植物防疫条約(IPPC)の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。 ・また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出〆切の厳守も重要であると確認された。
(8) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあつた。 ・議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することになった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果 b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述 <p>○第27回会議(2012年4月:H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの国が「コーデックスにおける手順はほとんどの場合良く機能しており、手順を変更する必要はない」との考え方から、ステップ8に保留された規格に関連する根本的な問題への対処に集中するべきと主張した。 ・問題の解決には、ワークショップ等を活用した、より開かれた議論が有用との意見が複数の国から表明された。 ・日本は、PMを改正する必要ないと主張し、規格案は総会に最終採択を求める前の段階で問題点を明らかにしておく可能性を追求することが重要であり、そのためにワークショップ等の開催は有用との考えを述べた。 ・これらの結果、規格がステップ8で保留された根本的な原因について検討し、問題点について理解を深めるため、ワークショップ(facilitated discussion group)を2013年の総会に併せて開催することが合意された。 ・座長は米国とEUが共同で務め、ファシリテーターはコーデックス副議長の3人(ガーナ、カナダ、スイス)が務めることとなった。

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式</p>	<p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 :H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することになった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案 b) 上記メカニズム案に関連する規定案 c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案 <p>○第 27 回会議(2012 年 4 月 :H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWG の議長国であるマレーシアは、参加国が少なかったことを説明しつつ、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ4と7に経済的影響を扱うことに関する記述を追加する提案を行った。 ・日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められていること、また、議長が経済的影響を会議内で考慮すべき旨PMにて既に規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘し、日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。 ・一方、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。 ・議論の結果、現時点では手続きの変更は行わないことが合意され、また様式についても、その多様性を考慮し、各国が合意した統一的なものを作成することは困難との結論に達した。 ・しかし、本議題の重要性を鑑み、オーストラリアとマレーシアが共同で、経済的影響をどのように考慮するか、について実用的な検討文書を作成し、次回議論を継続することになった。

【一般原則部会における検討経過に関するとりまとめ】

目 次

議題3:ステップ8で保留されたコーデックス規格案.....	1
議題7:コーデックスと国際獣疫事業局(OIE)の合同規格の策定.....	11
議題5:コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討.....	15

平成25年2月

厚労科研 里村班

議題 3: ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案

議事	CCGP における課題
ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案	<p>第 26 回会議(2010 年 4 月)において、コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第 5 項に「総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ 8 に保留することができる」旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことに対し、多くの国から、問題解決のためのガイダンスを策定する必要があるとの指摘がなされた。</p> <p>その結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会 EWG で討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった議題。</p> <p>電子作業部会 EWG で作成する討議文書の議題は以下の二点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果 ②リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会で、それらがステップ 8 に保留されている事象に関する具体的記述
課題となっている議題	
<p>a) 上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果</p> <p>電子作業部会 EWG 参加者から得られたコメントから、ステップ 8 で保留になった多くの規格の例が明確になり、その理由は以下の 3 点に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新たな科学的助言又は別の部会からの追加のガイダンスを入手し、CAC で検討できるようにするため ②文書全体を当該下部組織に戻さずに、規定を最終的に決定する機会を与えるため ③どのように進めればよいかに関してコンセンサスが得られなかつたため <p>b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ 8 に保留されている事象についての具体的記述</p> <p>●電子作業部会 EWG 参加者から最初に得られた情報の要約</p> <p>ステップ 8 で規格を保留することが、追加のステップを踏んだ上でコンセンサスに至るための有用な手段となっている場合もあるように思われる。</p> <p>しかし、規格が CAC に提出されても、コンセンサスを妨げている問題が下部組織レベルで解決されていない場合も存在する。</p> <p>ステップ 8 で保留になっている全ての規格のうち、遺伝子組換えウシソマトロピン(rBST) とラクトパミンに関する規格以外は、全て CAC で採り上げられているため、この 2 つの規格に焦点を当てれば、どのような要因がコンセンサス実現を妨げているかについて、何らかの洞察が得られるはずである。</p> <p>両規格に関する CAC や部会のさまざまな報告書を検討すれば、コンセンサスを妨げる主要な要因が、科学的要因以外の要因や WTO にかかる問題であることが示唆されるのではないかと思われた。</p> <p>●得られた情報の分析</p> <p>各種会議の報告書及び提出されたコメントを検討する中で注目されたのは、上記の MRL の採択に反対する人々は、消費者の好みや消費者の信頼感への影響、あるいは国内法で禁止されているなど、科学的要因以外の問題に基づいて反対を表明しているという点である。</p> <p>さらに、人々の健康への影響を懸念して反対する人々もいた。しかし、JECFA (コーデックスにおいて CAC に助言を行う、権威あるリスク評価機関) では両物質に関して、適正農業規範/適正畜産規範に従って使用すれば、人々の健康に有害な影響を及ぼすことはないと結論づけている。</p> <p>したがって、これらの事例が CAC でコンセンサスを得られなかつた根本原因是、「他の要因」及び WTO にかかる問題にあるように思われた。</p> <p>●コーデックス権限の専外の要因</p> <p>規格は、コーデックス手続きに従い、科学的根拠に基づいて設定される。コーデック</p>	

	<p>スにおける科学的プロセスは、JECFA や JMPR などの科学的機関によって独立に実施される。一方で、それぞれの国には、自国のリスク評価及び自国の公衆衛生保護レベルを適用する権利がある。ただし、こうした評価は、「政府が適用するリスク分析の作業原則」に合致していることが必要である。</p> <p>「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」は、「他の要因」をどのように意思決定プロセスに採り入れるべきかについて一定の指針を示すために作られた。</p> <p>「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」では、他の妥当な要因の検討を認めており（28条）、対策措置を設ける際には「必要以上に貿易を制限することのないように」しなければならないとも述べている（34条）。</p> <p>したがって、国際規格を設定する中でリスク分析を適用する場合、科学的要因以外に考慮すべき他の要因は、「消費者の健康保護」及び「公正な食品貿易の実践に関連した要因」のみに限られる。</p> <p>ここで問題となるのは、国際規格設定プロセスから見て妥当ではない要因のためにコンセンサスが得られない場合に、現行のコーデックスのメカニズムでは、CAC がどのように作業を進めるべきかについて手続きが示されていないということである。</p> <p>したがって、検討すべき問題は、規格の採択に対する反対意見が健全な科学的根拠に基づいておらず、世界的に適用可能な他の要因にも基づいていない場合に、CAC がこの状況にどのように対処すべきかという点である。</p> <p>さらに、進捗を妨げている貿易上の問題に CAC がどのように対処すべきかという問題もある。</p> <p>「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」では、CAC の判断の根拠については明確に述べられているが、コーデックスの権限の境外の要因によってコンセンサスが得られない場合に、議長がこれらの原則をどのように適用すべきかに関しては、明確な指針は示されていない。</p>
議題で問題となっているもの	
	<p>第 27 回会議（2012 年 4 月）では、多くの国が「コーデックスにおける手順はほとんどの場合良く機能しており、手順を変更する必要はない」との考えから、ステップ 8 に保留された規格に関連する根本的な問題への対処に集中するべきと主張した。</p> <p>問題の解決には、ワークショップ等を活用した、より開かれた議論が有用との意見が複数の国から表明された。</p> <p>日本は、PM を改正する必要ないと主張し、規格案は総会に最終採択を求める前の段階で問題点を明らかにしておく可能性を追求することが重要であり、そのためワークショップ等の開催は有用との考えを述べた。</p> <p>これらの結果、規格がステップ 8 で保留された根本的な原因について検討し、問題点について理解を深めるため、ワークショップ（facilitated discussion group）を 2013 年の総会に併せて開催することが合意された。</p> <p>座長は米国と EU が共同で務め、ファシリテーターはコーデックス副議長の 3 人（ガーナ、カナダ、スイス）が務めることになった。</p> <p>●第 27 回会議における各国間のやりとり</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会では、カナダとオランダを共同議長とし、ステップ 8 で保留されている規格に関する問題を考慮の上、第 27 回部会による検討に向けて勧告を提示する電子作業部会 EWG を設置する旨、前回部会で合意したことを想起した。オランダ及びカナダ代表団は、他の正当な要因の検討は作業部会の任務に含まれないことを指摘し、規格がステップ 8 で保留となっている理由を分析したと述べるとともに、部会による検討に向けて勧告の要点を提示した。 部会は、カナダ、オランダ、及び作業部会の優れた作業に感謝を表明し、作業文書に示された勧告を下記の通り検討した。 <p>事務局より：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のコーデックスの仕組みでは総会においてステップ 8 を維持することが可能だが、その条件については明確でないため、この条項を削除するか、より明確に条件を付けるかなど EWG で議論（議長はカナダとオランダ）。 <p>カナダより：</p>

	<ul style="list-style-type: none"> EWG で議論した結果、これまでに問題となったのは、過去に 2 つのケースだけではかのケースについてはコーデックスの手順は問題なく十分機能していること。 ポイントは、その 2 件の理由がコーデックスのマンデート外にあること。 配付した討議資料には、議長がこうしたコーデックスマンデート外にある問題にぶつかったときこれをどう扱えばよいのか（討議資料のパラ 48）、WTO の SPS との関連性はどうなのか（パラ 49）について書いてている。 パラ 59 では 7 つのオプションで議論を進めることを勧告しているが、議論は OLF までに拡大しない（EWG の TOR にないから）ことに留意。と指摘。 <p>・ 7 つのオプションは以下のとおり。</p> <p>① 今の策定手順についての議論を促進する。ワークショップの開催など</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの代表団は、コーデックスの手続きは良好に機能しており、総意が得られないためにステップ 8 で保留されている規格は現在 2 件のみであって、ステップ 8 で保有されていたその他の規格も短期間、特定の目的によるものに過ぎず、その後総意によって採択されていることから、修正は必要とされないとの意見を表明した。そのため部会では、「策定手続き」の修正は不要であることで合意し、ステップ 8 で保留されている規格に関する問題に対処する方法についての討議に進んだ。 総意を得るためのファシリテーターの活用は「議長に対するガイドライン」に含まれているが、そのプロセスに関する詳細な規定は存在しないことが指摘され、部会ではこの点に関して指針を強化するとの提案を検討した。しかし、今回は作業文書の勧告のみを検討することで合意した。 いくつかの代表団は、コーデックス規格の科学的根拠の重要性を強調し、「手続きマニュアル」では他の要因の使用をその検討がリスク分析の科学的根拠に影響しない限りにおいて認めており、したがって規格の採択は「マニュアル」の規定に従うべきである、と指摘した。 ある代表団は、JMPR 又は JECFA の評価を受ける農薬又は動物用医薬品の優先順位リストを設定する際には、公衆衛生と経済への影響に配慮して一部の加盟国で禁止されている物質の優先順位を低くすべきである、と提案した。 一部の代表団は、手続きはこうした遅れの原因ではないことから、総意が得られないためにステップ 8 で保留されている規格の進展を妨げている実際の問題に焦点を置くべき、との意見を表明した。彼らは、部会や電子作業部会 EWG ではなく、ワークショップやファシリテーターを活用した会議により開かれた討議を行えると考えていた。 ある代表団は、部会がファシリテーターを活用した会議で取り組むべき問題、その期待される成果物、ファシリテーターの役割、及び会議をどのように計画すべきかを明確化すべきであると指摘した。部会では、食品表示部会がファシリテーターを活用した会議を開いたこと、及びこの例から有益な経験が得られることに留意した。 別の代表団は、難問への対処方法に関する経験を役立てるためにさまざまなコーデックス部会やタスクフォースが収めている成功も考慮すべきこと、及びステップ 8 に到達するまでに異論のある問題に対処する方法も、部会が検討すべきであることを指摘した。 部会ではしばらく討議した結果、ファシリテーターを活用した検討会を開くことで合意した。その付託事項は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会は英語、フランス語、スペイン語で行われる。 ・ 検討会では、規格がステップ 8 で保留となっている根本的な原因を特定及び検討する。討議の目的は、これらの問題に対するメンバーの認識と理解を高めることである。 ・ 検討会はその討議の概要報告書を作成するが、CCGP に対する具体的な勧告は行わない。 部会では、討論会は欧州連合及びアメリカ合衆国を議長、委員会の 3 人の副議長をファシリテーターとし、計画は会議に先立って配布される文書の作成を含めて、共同議長とファシリテーターが行うことで合意した。また、メンバーの最大限の参加を促すため、検討会は第 36 回委員会（2013 年）に合わせて開かれることで合意された。事務局は、部会の作業言語による通訳を手配すると表明した。 部会ではまた、作業部会がこの問題に関して開始する作業は、進行中のいかなる作業の処理にも影響を及ぼさないことでも合意した。
--	--

	<p>②議長に関する新たなガイダンスの策定の必要はないが、議長に対するトレーニング強化、すでにあるガイダンスの利用が可能なようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会では、「手続きマニュアル」に議長に対する指針を追加する必要はないが、「マニュアル」の規定の議長による一貫した適用が重要であることに同意した。いくつかの代表団は、ファシリテーションと「マニュアル」の正しい適用に関するトレーニングが役立つと指摘した。事務局は、総意の形成に関するトレーニングは委員会に合わせて数回行われており、2012年の次回委員会では1日のワークショップが予定されていることを指摘した。 一部の代表団は議長を評価することが重要であると指摘し、各回の後で配布される満足度アンケートは部会のメンバーに毎回部会の議長を評価する機会を与えていることが想起された。 <p>③早い段階で潜在的な問題が特定できるよう、プロジェクトドキュメントの第二部のクリティカルレビューの部分についての新規作業を開始する</p> <ul style="list-style-type: none"> いくつかの代表団は、作業が開始された場合の潜在的な課題を見極めることが有益であると認識していたが、批判的見直しを含めて、そのために現在の手続きを修正する必要はないことに同意した。 <p>④CCPR でつかわれている Concern Form をほかの部会でも使えるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の代表団は、残留農薬部会（CCPR）で使用されている懸念事項書式を他の部会でも使用することを支持した。WHOの代表は、CCPRで使用されている懸念事項書式の目的はメンバーがADIやARfDなどの科学的リスク評価に関する具体的な質問をJMPRに提起できることである、と明確化した。 一部の代表団は、実際の形式は科学的助言に関する質問に応じて他の食品安全問題に適合させ、又は他のコーデックス部会に拡大させることができると指摘した。ある代表団は、懸念事項書式が他の目的のために一般化されるとすれば、まず誰がそれを分析すべきかを明確にすべきであると指摘した。別の代表団は、懸念事項書式はCCGPではなく、食品残留動物用医薬品部会など、CCPRと同様の経験を持つ部会で検討されるべきである、との意見を表明した。 このような書式の法的意味に関する質問に答えて、これは科学的リスク評価の結果に関して意見が分かれた場合に、コーデックス内部の規格設定プロセスを円滑化することを意図した内部手続きに過ぎないことが指摘された。 一部の代表団は、CCPRで使用されている懸念事項書式に加えて、さまざまな部会が使用している優れた実践も、全体的なプロセスを円滑化するために部会間で共有されるべきであると指摘した。事務局は、優れた実践の分析は戦略的計画の活動3.4「コーデックスのステップのプロセスにおける文書の進行を促進する作業管理アプローチの分析」に基づき遂行され、第65回CCEEXEC（2010年6月）に提出されたコーデックスの規格設定プロセスの速度に関する研究に含まれていることを指摘した。CCPRによる懸念事項書式を含めてあらゆる作業管理アプローチが詳細に検討されており、執行委員会は活動3.5：「コーデックスのステップ手続きにおける文書の進行を促進すると立証されているアプローチの現在それらを使用していない下部組織による採用」（ALINORM 10/33/3A、段落66～114）に即して、各部会が報告書に記載されている優れた実践の採用を検討するよう勧告していた。 部会ではこの勧告に留意し、懸念事項書式の使用の適切性に関してCCRVDFを含めた関係部会の助言を要請した。 <p>⑤パラ5 "The Commission may also decide that the standard be held at Step8"を削除・修正することも検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> いくつかの代表団は、規格が関係部会での追加作業を必要とする場合、特に限られたセクションが特定の目的で差し戻され、規格全体の再稿は必要とされない場合には、委員会はある程度の柔軟性を認めて規格をステップ8に留め置く可能性を持つべきである、との意見を表明した。部会では、「科学的に正当な理由が存在する
--	---

	<p>限り、委員会はステップ 8 での規格の保留を決定してもよい」ことを示すとの提案に留意したが、規格はその他の理由によってもステップ 8 で保留されることがあります、食品安全問題の場合に限らないと認識した。そのため部会では、この点に関して「策定手続き」を修正しないことで合意した。</p> <p>⑥グローバルレベルで意見の一致が得られないなら、地域レベルで合意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会では、食品安全規格は世界規模で設定されるべきであるとし、地域ごとの規格の採択は解決とならないことで合意した。 <p>⑦何年も Step8 のものについての投票の在り方も考える (Rule XII. 2. の 2 つ目の文章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の代表団は、総意を得るためにあらゆる努力を払うべきことが肝要であるとして、ステップ 8 での規格の保留は無期限であるべきとの意見を表明した。ブラジル代表団はこの勧告、及び「手続き規則」における投票について検討を深めることを支持した。部会では、投票に関しては現行の「手続き規則」を残すことで合意した。 <p>—以下個々の勧告ごとに個々のポジションを表明した詳細を列記する。—</p> <p>◆①議論促進のためのワークショップ開催等について</p> <p>日本：早い段階から懸念が想定される問題について facilitate discussion (ワークショップ) を支持。</p> <p>オーストラリア：facilitate discussion を支持。</p> <p>E U：これまで多くの基準がコーデックスの手続きで策定されているので手続き上の問題はない。しかし s、より透明性の向上に向けて、更なる EWG での議論が必要。</p> <p>コスタリカ：CRD12 を参照。OLF について拡大して議論するべきではない。ステップ 8 で留められている 2 件について検証するべき。</p> <p>ノルウェー：ステップ 8 に行く前に十分に議論すべきで、ステップ 8 で留めるべきではない。</p> <p>ブラジル：ブラジルの提出した CRD 6 のパラ 4 について強調したい。SPS 委員会がいう「科学」について考えるべき。勧告の①、②、④、⑦を支持。</p> <p>中国：科学とコンセンサスに基づく手順が重要。結論ができるまえに十分な議論が必要。コーデックスの手順における議長の役割についても検討するべき。</p> <p>米国：手続き上の問題はないので手続きを変更する必要はなく、慎重であるべき。 ①を支持するが、それによりいかなる結果を導くのかを明確にする必要がある。EWG については再設置する必要はなく、Facilitated Discussion をすることが必要と考える。</p> <p>CI : ①を支持。WS を行う上では関連する専門家委員会 (RA 機関) とコーデックスの関係を考えるべき。ラクトパミンに関して言えば、EFSA と JECFA の見解の違いがあった。JECFA の評価を再検討することも含めて考えられるべき。</p> <p>コロンビア：米国を支持。</p> <p>議長：多くが①の提案について支持。Facilitated discussion・facilitator について、いかなるクライテリアに基づき実施するかについて EWG を設置すべきとする EU (facilitating group は電子作業部会でなく物理的作業部会でや</p>
--	--

	<p>るべき)と、その必要はないとする米国とに意見が分かれているが、作業部会を設置するとした。その TOR については intersessionWG で議論するよう指示。</p> <p>スイス: ファシリテートを議論する上では、まず何が問題かを特定する必要がある。</p> <p>E U: 提案には二つの要素がある。一つは、Facilitated discussion をファシリテーターを設けてやるというものだが、それについては多くの場合基準を策定する上での手続き上問題ないと認識している。</p> <p>二つ目が我々の提案で、ステップ 8 で留められているものに対して Facilitated discussion をツールとして実際に用いる場合にいかなるクライテリア・条件で実施するのか、を明確化する (すでに Procedural Manual にあるものをさらに elaborate) というものだ。</p> <p>南ア: コーデックスの Procedural manual には WS に関する provision がない (目的、ガイダンス)。informal meeting という位置づけなのか。</p> <p>マレーシア: EU を支持。</p> <p>NZ: ステップ 8 で留められている問題は例外的なもので、通常の手続きに問題ないということを再認識すべき。facilitated discussion は支持。ただし facilitate によって何をしようとしているのかを明確にするべき。特定の課題についてのファシリテーションについて議論しようとしていて、一般的なファシリテーションの話をしようとしているのではないか感じる。システム的な問題なのか特定の問題なのかを明らかにする必要がある。Procedural Manual に記載されているファシリテーションの話は特定に問題におけるコンセンサスを形成するために出てきたと記憶している。</p> <p>事務局: 現状、Facilitated Workshop について何も規定がない。Facilitator を使ってもよいとはしている。EU がいっているのは、ファシリテーターが実際に運営する際にどう実行するのかということだと思う。過去コーデックスでは、ファシリテーターを CCFL、FOTC でしか使った経験がない。</p> <p>cf. GUIDELINES TO CHAIRPERSONS OF CODEX COMMITTEES AND AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCES</p> <p>Where there is a deadlock in the standards development, the Chairperson should consider acting as a facilitator, or appointing a facilitator in agreement with the relevant Codex Committee, working during a session or between sessions to work with members to reach consensus. The facilitator should orally report on the activity undertaken and the outcome of the facilitation to the plenary.</p> <ul style="list-style-type: none"> - The committee concerned should clearly state the terms of reference of the facilitator. - The facilitator should be experienced in Codex matters but neutral on the matter concerned. - All parties participating in the process should agree on the selection of the facilitator. <p>米国: こういうインターセッションがそもそも必要なのかについて疑問である。インターセッションで参加する代表の位置づけや、これにより新たな解決策が生まれるのかも疑問である。</p> <p>議長: facilitated workshop を設置することについて反対はないようなので、それをどう実施するか、TOR の明確化のための議論が必要。</p> <p>→議長カナダとオランダで、Use of facilitation に関するインターセッション WG で議論。</p> <p>●インターセッション WG (カナダ、オランダ、ガーナが共同議長で実施)</p> <p>米国: 問題の根幹にある要因 (root causes of the problem)、OLF に関して、の背景知識を共有することから始める必要がある。ただし、OLF のクライテリアの問題を再度取り上げないとスコープを限定することが必要。</p>
--	---

E U : OLFについて議論することを歓迎する。OLFのクライテリアは蒸し返さない・スコープを限定するという米国の提案には反対である。

米国：将来的にも新たな技術に関する問題を扱わなければならないことが予想されるので議論の場が必要であることは同意。包括的なメンバーで議論することが重要。

議長：TORに盛り込む妥協案の提示⇒オーストラリアが提示した、root causesを特定する、原則に関する勧告は一切行わない（not to come up with recommendation）、open discussionを行う。米国が過去の事実関係の経緯についてまとめる。

デンマーク：TORの中でOLFについてのみ経緯を書くのは疑問。コンセンサスの問題もあるしほかの問題が入らないのは議論を限定してしまう。

議長：デンマークが言及した投票とコンセンサスの問題も過去の経緯として必要かもしれない。TORは、たくさんの参加が見込める場所にする。ステップ8で留められている原因を特定することを目的として、過去の経緯も含めてレビューし、認識と理解の向上を目指した議論のサマリーを出す。ただし特定の勧告を委員会に対してするものではないこととする。

→これに対し、ノルウェー、コロンビアが以前の議論の繰り返しではないかとの指摘。豪州から、未だかつて新たな技術に対する Contention、sensitivity の問題に関するオープンディスカッションはなされた経緯はない。いずれ類似の問題が生じることを考えるとやっておく必要があるとのコメント。

●ステップ8で差し止めになっている問題に関する Facilitated discussion の会議の在り方について

米国：どのようにこの議論を進めるかに関してまず設計（プランニング）に関するWGを立ち上げることを提案。実際の会議の進行は中立的なファシリテーターを依頼する。

事務局：WGはコーデックスのProcedural Manualに基づいて実施する必要がある。

E U : ファシリテーターは中立的であるべき。中立的で、コーデックスについて十分な知識を持っている3人。たとえば副議長が務めることを提案する。

カナダ：議長とファシリテーターと異なる。ファシリテーションの十分な経験・技術が求められる。

*休憩をはさんで、議長より以下の提案がなされる。ファシリテーターとして、イスラム、ガーナ、カナダを指名。米国が会議の進め方の決定と議長を務めるよう求めた。

E U : EUも議長もco-chairになる権利があると指摘。

カナダ：議長国によるPlanningと実際に人が集まってする会議は異なる。米国が言っているプランニングのWGは、その本会議の前にどのようなfacilitated skillが求められるのか、どのような課題があるのかについての事前作業をするためのものだということだと説明。

議長：議長国は米・EUが本会議の共同議長。会議のための準備作業・会議の設計・プランニング、会議資料については両議長とファシリテーター（コーデックスの3人の副議長）が共同で行う。対面(meeting face to face)の会議（これはfacilitatorにより議論をすすめてもらう）でFacilitated discussionをCAC36(2013)の空いている日時に行う。

- ①使用言語は、英、仏、西。
- ②参加者の認識の向上と理解の促進を目的として、ステップ8問題の根幹にある問題を特定、検討する。
- ③議論の結果の要約を作成するが、CCGPに対する特定の勧告は行わない

	<p>い。</p> <p>◆②議長のトレーニングについて チリ、日本、米国、カナダ：追加的なガイダンスは必要ない。</p> <p>議長：②について合意。事務局が議長に対するトレーニング・サポートを準備するように指示。</p> <p>→これに対して、事務局から、これまでの取り組みとして、議長に対する WS、インフォーマルミーティング、1日セミナーも実施していると発言。</p> <p>◆③について チリ：改正不要。</p> <p>E U：早い段階で特定必要。改正不要。</p> <p>→この件については強い反対がなく、不採用</p> <p>◆④の Concern form について ガーナ：Concern form では OLF を盛り込むべきではない。</p> <p>カナダ：不支持。基準採用の障害になると思われる。</p> <p>ブラジル：支持。</p> <p>WHO：CCPR の Concern form は MRL にかかわる科学的な内容である（ほかへの汎用性はない。使うのであれば新たな一般的な形式のものが必要）。</p> <p>豪：こうした問題についての Good practice を委員会横断的に検証する必要がある。 コーデックス全体に適用できるフォーマットは難しいだろう</p> <p>タイ：Concern form は有用。異なる委員会ごとに修正をして使用するとよい。</p> <p>E U：Concern form は PR に特殊なものと考えるので不支持。</p> <p>南ア：フォームに盛り込まれた Concern が適切と誰が判断するのか疑問である。OLF が盛り込まれる可能性に懸念。</p> <p>コスタリカ：Concern form をそのまま使用するというわけではなく、懸念を表明できるメカニズムが必要であるということだ。</p> <p>米国：Concern form に対しては反対ではない。透明性、科学ベースを基本として、こうした概念が盛り込まれるとよい。</p> <p>フィリピン：タイを支持。各委員会の事情に合わせて修正し、利用するとよい。</p> <p>事務局：Concern form、ファシリテーション等については、2010EXE の報告書にあることを紹介。 2010 年の CCEXE (64) ALINORM 10/33/3A パラ 81, 82 で議論。パラ 82 では、“The Committee was of the opinion that the introduction of a “concern form” or similar mechanism could be recommended to other committees to require those opposing adoption of MRLs or other texts for which scientific advice has been received to substantiate their concern.” →さらに、87. The Committee recommended to the CCRVDF: to consider using a concern form as is used by the CCPR (see paras 81 to 82); to adhere to the statements of principle concerning the role of science especially statement 4; and to encourage data owners through the respective regulatory authorities to submit data.</p> <p>コロンビア：懸念がサイエンスベースであることが重要である。</p>
--	---

	<p>WHO : 今の PR のフォームは科学的な懸念 (ADI、ARfD 等) を表明・提示するための位置づけである。フォームを部会横断的にするということは単に調整して適用するという種の問題ではない。</p> <p>ガーナ : WTO の貿易紛争になった時に、Concern form がどういうステータス・扱いになるのかが懸念である。</p> <p>事務局 : Concern form は、単に、コーデックスの作業・プロセスを促進するためにつかうものである。SPS の関連で、貿易紛争でこれがいかに扱われるかは WTO の判断となる。</p> <p>コスタリカ : Concern form はコーデックスの戦略計画 (Strategic plan) の中で取り上げられたものであることから、検討を行うべきと考える。</p> <p>議長 : 部会として、現状この件については take note of recommendation とする。そのうえで、総会、関連する部会 (RVDF など) に concern form が必要か・関連性があるかを確認する。そのフィードバックを得次第、もう一度議論することとする。</p> <p>→これに対してコロンビアから、混乱があるようだと指摘。</p> <p>事務局 : 執行委員会は一般的な Good practice について書いていて、必ずしも Concern form を使うようにという勧告をしているわけではない。 (Activity 3.5: Adopt approaches proven to facilitate advancement of texts in the Codex Step procedure by subsidiary bodies not currently using such approaches (ALINORM 10/33/3A, para. 66-114 参照)</p>
	<p>◆⑤のステップ 8 でとどめるに関するパラ 5 の削除について</p> <p>日本 : パラ 5 があることにより柔軟性が保持される。削除は不支持。</p> <p>E U : 明確化のために保留にしておくことが必要な場合もある。削除は不支持。</p> <p>ノルウェー : 特にステップ 8 で差し止める必要もあるだろうから不支持。</p> <p>フィリピン : 不支持。議論の全部をやり直すことを回避するためにも。</p> <p>*タイ、ナイジェ、マレーシア、ドミニカ・メキシコ : その他削除は不支持を表明</p> <p>ケニア : 削除不支持。CRD 3 で意見。</p> <p>コスタリカ : 削除は不支持。科学的な理由でステップ差し止め (as long as there is a scientific justification) ということを明確化しておきたい。ブラジルもこれをサポート。</p> <p>ガーナ : 削除は不支持だが、修正するべきで、5 年というタイムラインを設けるべき。科学的な理由で差し止めない場合は、投票も視野に入れる。</p> <p>米国 : 削除は不支持。</p> <p>議長 : 削除の不支持については合意</p>
	<p>◆⑥について・グローバルレベルでの規格が可能でない場合は地域規格を策定する案について</p> <p>議長 : 会場から支持する意見がなかったので、認めず</p> <p>◆⑦についてタイムラインを設けて投票に訴えることについて</p> <p>日本 : タイムラインを設けることは反対。←コロンビアが支持</p> <p>コスタリカ CCLAC : 科学的なマターに関して投票によって解決には反対なので、反</p>

対。

ブラジル：基準の採択のためのツールとして投票もあるべきと考える。

議長：ブラジル以外支持しなかったので、認めず。

●その他

ラクトパミンのインフォーマルミーティングが会期中に実施された⇒議論の内容についてはインフォーマルミーティングであるため記載を差し控える。※EFSAの報告書によるとラクトパミンは米国・カナダ・日本とメキシコで承認。

●ラクトパミンを巡る背景について

・松尾真紀子氏の報告書参照

●コーデックス委員会総会(CAC)が動物に使用するラクトパミンの最大残留基準値を設定

- ・松尾真紀子氏の報告書参照
- ・本年(2012)のCAC(35)において秘密投票の末、僅差(賛成69、反対67、棄権7)で基準値が採択された。
- ・僅差での基準値の採択は、コーデックスが重視する科学に基づく基準作りとコンセンサスでの意思決定という二つの原則にテンションを引き起こし、DGSANCOもEU理事会もラクトパミンの採択に関して強く反対する声明を出した。

●CCRVDFおよび総会等ほかの関連部会における議論の経緯

・松尾真紀子氏の報告書参照